

「あらかわ子育て応援ブック」「あらかわ子育ておでかけMAP」を改訂・配布

配布場所 区役所2階子育て支援課、子ども家庭支援センター、がん予防・健康づくりセンター、児童事業を実施しているひろば館、各ふれあい館・子育て交流サロン・区立図書館・図書サービスステーション・区民事務所
問合せ 子育て支援課 ☎内線3812



傾聴サロン(無料)

話しをゆっくり聞いてもらいたい方等のお話しを伺います。
日時 7月22日(火) 午後1時30分～3時
会場・問合せ 荒川区社会福祉協議会 ☎(3802) 3338

ケアラーズカフェ・からしだねの家

コーヒーを飲んで話しをしながら一息つきませんか。直接会場へお越し下さい。
日時 7月15日(火) 午後1時～4時(時間内は出入自由)
会場 からしだねの家(東尾久6-15-3)
対象 要介護の高齢者や障がいのある方を介護している家族等
費用 100円(コーヒー代等)
問合せ 荒川区社会福祉協議会 ☎(3802) 3338

講座・教室

荒川区民カレッジ 田端文士村に暮らした女性たち

文士村で創作活動を行った平塚らいてう、林美子や芸術家の妻等を、画像を交えて紹介します。
日時 9月4日～11月20日の第1・3木曜日(全6回) 午後7時～9時
対象 区内在住・在勤・在学の18歳以上の方、70人(抽選)
会場 申込み・問合せ 〒116-0002 荒川区荒川3-49-1 生涯学習センター
☎ (3802) 2332
FAX (3802) 3265

荒川区パーキンソン病友の会(睦美会)講演会

日時 7月19日(土) 午後2時～4時
会場 アクロスあらかわ
対象 パーキンソン病の方、関心のある方、50人(申し込み順)
費用 無料
申込み・問合せ 障害者福祉課 ☎内線2377
FAX (3802) 0819

介護者交流会

日時 7月19日(土) 午後2時～4時
会場 ムーブ町屋4階会議室B
対象 介護中の方
費用 無料
後援 荒川区
主催・申込み・問合せ 介護者安心サポート結・田中 ☎090(2416) 8599

教育者研究会

日時 7月26日(土) 午後1時～6時
会場 生涯学習センター
対象 教育・PTA関係者、子育て中の方、60人(申し込み順)
費用 千円(教材費)
後援 荒川区教育委員会
主催・申込み・問合せ 荒川モラルジョー事務所・長谷川 ☎・FAX(3892) 7256

障がいのある方向けの講座

●知的障がい・発達障がいのある子どものための学齢児セラピープログラム(無料)
対象 区内在住の知的・発達障がいのある小・中学生とその保護者
日時 8月1日(金) 午前10時～11時、8月18日(月) 午前11時～正午
会場 荒川たんぼぼセンター
定員 各回8組(申し込み順)
音楽療法
日時 8月6日(水)・8日(金) 午前10時～11時
会場 アクロスあらかわ
定員 各回10組(申し込み順)
アートセラピー
日時 8月6日(水)・8日(金) 午前10時～11時
会場 アクロスあらかわ
定員 各回10組(申し込み順)
東京藝術大学卒業生グループA

後期高齢者医療制度・国民健康保険・国民年金のお知らせ

26年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月17日に発送
●保険料の計算方法と内訳
 表1のとおりです。詳細は、決定通知書をご覧ください。
●保険料の納め方
 ▽特別徴収(年金から差し引いて納付)：今回決定した保険料額から4・6・8月で仮徴収した額を差し引き、残った分を10月以降に納付
 ▽普通徴収(納付書または口座振替による納付)：1年間分の保険料を7月～27年3月で分割して納付
●保険料の軽減
 均等割と所得割のそれぞれで保険料の軽減措置があります(表2・3参照)。加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減となり、所得割額は掛かりません。
●年度途中で75歳の誕生日を迎える方または転入された方
 その月から保険料が発生します。

加入後、一定の期間は普通徴収ですが、年金額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない場合、原則として特別徴収となります。
●特別徴収の方は納付方法が選択出来ます
 7～9月の保険料を普通徴収で納めた方でも10月から特別徴収となる場合がありますが、希望する方は、7月28日までに手続きをすれば、口座振替に変更出来ます。
 *納付書への変更は出来ません
 *社会保険料控除は、特別徴収の場合は年金から支払った人、口座振替の場合はその口座から支払った人に適用されます

外国籍の方も国民年金加入が必要です
 国民年金は、日本国内に住む20歳未満の方が加入し、保険料を納めます。保険料を納めた期間が長い程(上限480月)、老後に受け取る年金が多くなります。(期間が25年に満たない場合は、年金を受け取れないことがあります)。
 けがや病気等で障がいが残った時、一定の要件を満たせば、障害基礎年金を受けられます。また、受給資格を満たせば、外国に住居を移しても年金を受け取れます。
●脱退一時金の請求
 受給資格を満たしていない場合でも、保険料を6カ月以上納めた外国籍の方は、出国して2年以内に請求すると、納めた期間に応じて脱退一時金が請求出来ます。
 *脱退一時金の請求は、「ねんきんダイヤル」(全国共通☎0570(05)1165・IP電話等)向け☎03(6700)1165)へ
問合せ 国保年金課 ☎内線2416

表1 保険料(年額)の決め方

保険料 (限度額 57万円)	=	均等割額 被保険者 一人当たり 4万2200円	+	所得割額 賦課の基となる 所得金額 × 所得割率8.98%
----------------------	---	----------------------------------	---	---

*賦課の基となる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)

表2 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得が無い)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(24万5000円×被保険者の人数)以下	5割
33万円+(45万円×被保険者の人数)以下	2割

*65歳以上(1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します

表3 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課の基となる所得金額」を基に所得割額を軽減しています。

賦課の基となる所得金額	軽減割合
① 15万円以下	100%
② 20万円以下	75%
③ 58万円以下	50%

*①②については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です

